

第1章 計画策定の背景と目的

第1章 計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景と目的

南城市においては、2006（平成18）年に『南城市男女共同参画社会をつくる懇話会』を設置し、男女共同参画社会*の実現に関する施策のあり方についての調査・研究をスタートさせ、第1次計画となる『南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～』を2008（平成20）年3月に策定しました。

その後、2013（平成25）年に計画の中間見直しを行い、男女が性別に関係なく個性と能力を十分に発揮できる社会を目指してさまざまな取組みを進めてきました。2016（平成28）年11月には『南城市男女共同参画推進条例』を制定、2017（平成29）年2月には『南城市男女共同参画都市宣言』を行いました。男女平等意識の浸透や人権問題、意思決定の場への女性の参加促進、ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）など、引き続き取り組まなければならない課題があります。

一方で、国においては、2013（平成25）年に閣議決定された「日本再興戦略」の中に「女性の活躍推進」が位置づけられ、2015（平成27）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*」（以下、女性活躍推進法）が成立しました。2020（令和2）年には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されています。さらに、2022（令和4）年の男女共同参画白書では、「もはや昭和ではない」として、旧来の社会慣行や性別役割意識から脱却する必要性が打ち出されています。

沖縄県では2021（令和3）年に「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）」が出されたほか、「第6次沖縄県男女共同参画基本計画～DEIGOプラン～（令和4年3月）」が策定されています。

なお、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条第3項第3号では、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する市町村計画の策定を努力義務としています。さらに「女性活躍推進法」の第6条第2項において、同法に関する施策を位置づけた「市町村推進計画」の策定が求められていることから、働く女性、働く意欲のある女性の活躍を積極的に支援する取組みも検討していくことが求められています。

時代が進むとともにマタニティ/パタニティ・ハラスメント*や性の多様性への対応の遅れなど、新たな課題も顕在化しています。とりわけ2020（令和2）年以降、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の制限や社会的交流の抑制は、それまで不安定な立場にあった人々の生活や、時には命まで脅かす深刻な事態をもたらしています。

こうした中、「第2次南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～」が2022（令和4）年に中間年度を迎えることから、国や県の状況、社会情勢や男女をとりまく環境の変化に対応するため、「第2次南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～」を改定するとともに、配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（以下、DV防止基本計画）を包含します。

(1) 国際連合の動き

男女共同参画に関する世界的な潮流として、国連等の動きをみると、1945（昭和20）年に国連憲章の前文に男女平等をうたい、1946（昭和21）年には「婦人の地位委員会」を設置して、男女平等の実現に向けた取組みが進められました。また、国連は、1975（昭和50）年に「国際婦人の10年」を宣言し、以後10年間、様々な分野における女性差別の撤廃等、女性の地位向上のための行動を進めてきました。

1985（昭和60）年にはナイロビで「第3回世界婦人会議」が開催され、1995（平成7）年には北京で「第4回世界女性会議*」が開催されています。これらの取組みにより、フェミニズム*論の前進と同時に、国や人種を超えた世界的な女性の連帯に影響を与えました。

2000（平成12）年には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「北京行動綱領」の進捗状況の確認や課題を検討するとともに、さらなる行動を求める「政治宣言及び成果文書」が採択されています。

2005（平成17）年、第4回世界女性会議から10年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」及び女性2000年会議の「成果文書」の評価・見直しを行うとともに、女性と女児の地位向上及びエンパワーメント*のための新たな課題や今後の戦略について協議するため、閣僚級会合が開催されました。本会合では、「北京宣言及び行動綱領」の再確認と、これらの完全実施に向けた一層の取組みを国際社会に求める「宣言」が採択されました。

2010（平成22）年、第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）閣僚級会合が開催され、「北京宣言及び行動綱領」と女性2000年会議の「成果文書」の実施状況の評価について、宣言及び決議が採択されました。

2011（平成23）年には、女性と女児の権利を促進するため、国連の女性に関する4つの機関（国連女性開発基金（UNIFEM）、女性の地位向上部（DAW）、ジェンダー*問題に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW））を統合した国連機関「UN Women」が発足しました。

2012（平成24）年の第56回国連婦人の地位委員会では、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議案が採択されています。

2014（平成26）年の第58回国連婦人の地位委員会でも、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議案が採択されています。

2015（平成27）年には、国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人）の地位委員会や第3回国連防災世界会議において「仙台防災枠組み」の採択、UN Women日本事務所開設、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）の採択がされています。

2020年（令和2年）には、新型コロナウイルスの感染拡大後に女性への暴力が増していることを受けて、国連事務総長及び国連女性機関事務局長が、各国に対応を求める声明を発表しました。

*フェミニズム：男女同権を実現し、性差別のない社会を目指して、女性の社会的・政治的・経済的地位の向上と性差別を払拭する思想。

*エンパワーメント：自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

*ジェンダー：生まれついての生物学的性別（セックス/sex）に対し、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。

参考：内閣府男女共同参画局用語集など

(2) 日本の動き

我が国においては、1980（昭和55）年に国連の「女子差別撤廃条約*」に署名し、1985（昭和60）年に現在の男女雇用機会均等法*にいたる法律が成立、同条約を批准しました。また、1977（昭和52）年に女性に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくための「国内行動計画」を定め、以後、「新国内行動計画」（1987（昭和62）年）、「男女共同参画2000年プラン」（1996（平成8）年）等が策定されました。さらに、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」（2000（平成12）年）や「女性に対する暴力に関する基本的方策について」（2000（平成12）年）等が示されるとともに、国連特別総会「女性2000年会議」の成果を踏まえ、2000（平成12）年には「男女共同参画基本計画（第1次）」を閣議決定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進してきました。

この間、法制度面も大きく前進し、1999（平成11）年には「男女共同参画社会基本法*」、2001（平成13）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV（ドメスティック・バイオレンス*）防止法）*」が施行されました。

2015（平成27）年8月には「女性活躍推進法」が制定され、国や地方公共団体及び一定規模以上の民間事業主には女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられました。

2016（平成28）年3月、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法*）」の改正により、事業主に対する、マタニティ・ハラスメント*の防止措置義務が新設されました。

2020（令和2）年12月には、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、第4次計画で示された12の政策分野の見直しを行うとともに分野の整理・統合を図り、11の政策分野が示されました。

■参考：国の第5次男女共同参画基本計画における政策領域と個別分野（網掛けは変更箇所）

政策領域Ⅰ あらゆる分野に おける女性の活躍	第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 第3分野 地域における男女共同参画の推進 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 第7分野 生涯を通じた健康支援 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
政策領域Ⅲ 男女共同参画社会 の実現に向けた基 盤の整備	第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
政策領域Ⅳ	推進体制の整備・強化

2018（平成30）年に公布・施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は、2021（令和3）年に改正され、政治分野における男女平等の取組みが自治体の責務となりました。2022（令和4）年には、従来の女性支援が売春防止法に基づいていた状態を改めるため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、2024（令和6）年から施行されることとなっています。2022（令和4）年10月1日から改正育児・介護休業法が施行され、産後パパ育休（出生時育児休業）が創設されたほか、育児休業の分割取得が可能になるなど、育児休業制度の充実・取得促進が図られています。

（3）沖縄県の動き

沖縄県においても、1984（昭和59）年に婦人問題解決のための「沖縄県行動計画」を策定し、その後、「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画」（1992（平成4）年）、「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画（改定）」（1997（平成9）年）、「沖縄県男女共同参画計画 ～DEIGOプラン～」（2002（平成14）年）と5年ごとに見直しながら、長期計画のもとで男女共同参画社会の実現を目指してきました。令和4年3月には「第6次沖縄県男女共同参画計画 ～DEIGOプラン～」を策定し、「男性の育児休業取得」や「政治分野における女性の参画」の促進をはじめ、「ジェンダー平等」や「ジェンダーに関する暴力の根絶」などを掲げています。

また、2003（平成15）年に「沖縄県男女共同参画推進条例」を制定しているほか、2010（平成22）年には、「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を改定しています。2021（令和3）年には、「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）」を出しました。

（4）南城市の動き

「男女共同参画社会基本法」では、国及び県の計画を勘案して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画である「市町村男女共同参画計画」を定めるよう努めなければならないとされています。その背景には、性差別の撤廃や男女共同参画社会の実現のためには地域性に即した住民と行政の協働が不可欠であり、そのためには、住民に最も身近な市町村における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の充実が不可欠との考えがあります。

こうした考えに基づき、旧町村では、2001（平成13）年に大里村における住民意識調査が実施され、2003（平成15）年に提言書「大里村男女共同参画社会の実現に向けて」が「大里村男女共同参画社会をつくる懇話会」から提出されました。また、2004（平成16）年には「佐敷町男女共同参画行動計画ーとんとんみープランー」が策定されるなど、それぞれの地域に即した男女共同参画社会の形成の促進に関する施策が展開されてきました。

周知の通り、2006（平成18）年の4町村合併により南城市が誕生しました。新たに男女共同参画社会づくりに関する指針を作るため、2006（平成18）年8月に

「南城市男女共同参画推進本部設置規定」を、同年12月には「南城市男女共同参画社会をつくる懇話会規則」を定めました。両組織は2007（平成19）年2月に合同で初会合を行い、活動がスタートしました。計画の策定にあたっては、同懇話会において、南城市における男女共同参画社会はどうあるべきか、そのための行動計画には何が求められるのかについて調査・検討を行いました。

2007（平成19）年6月には「南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」を実施し、市民意識の把握と意見の収集を行いました。その結果、2008（平成20）年1月31日に、同懇話会から提言書「南城市男女共同参画社会の実現に向けて」が市長に提出され、2008（平成20）年度からの実施に向けた「南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～」を策定しました。

2012（平成24）年度には、計画の進捗を踏まえ、施策の絞り込みや計画後期の重点施策の決定などを議論し、「南城市男女共同参画社会をつくる懇話会」より市長へ「提言書」が提出され、計画を見直しました。

さらに、2016（平成28）年11月には「南城市男女共同参画推進条例」を制定、2017（平成29）年2月には「南城市男女共同参画都市宣言」を行いました。

2018年（平成30）年には上述の条例や都市宣言を踏まえつつ、新たな社会課題に対応するため「第2次南城市男女共同参画行動計画」を策定しました。

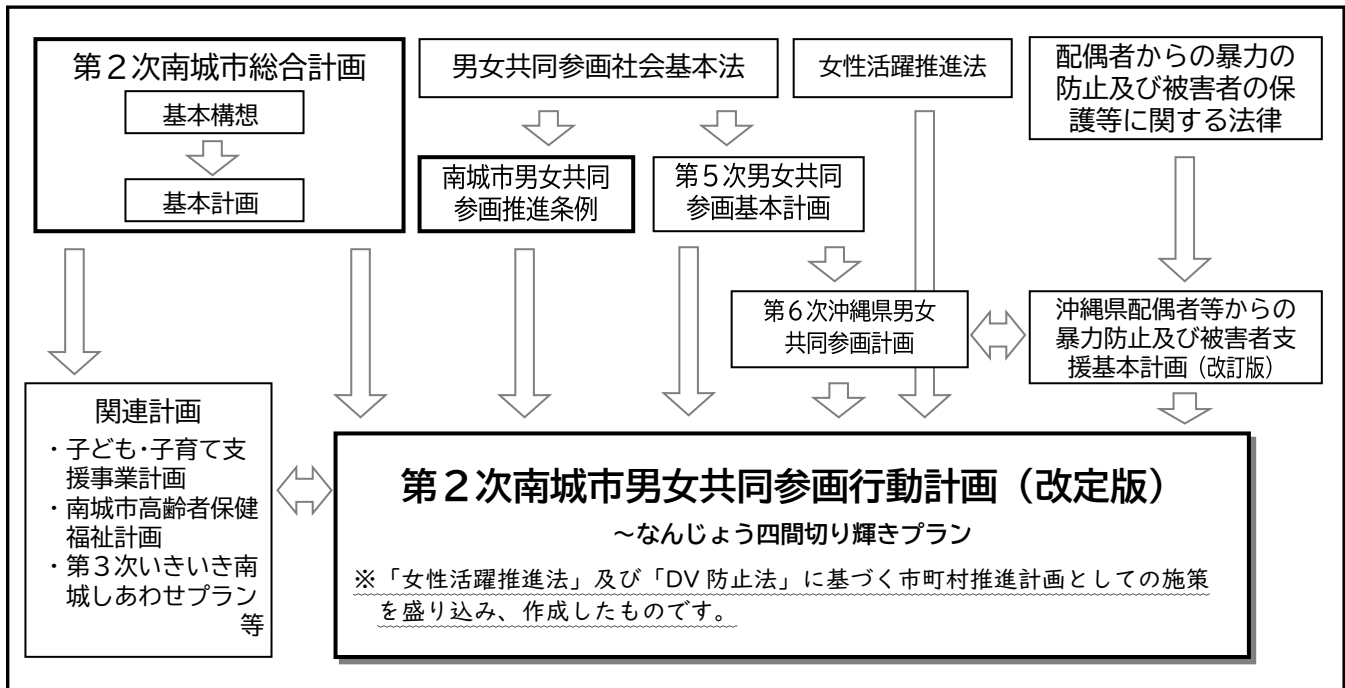
また、「なんじょう輝きフェスタ」を開催するなど、市民への男女共同参画意識の浸透に努め、市民等との協働により男女共同参画社会を実現するための各種施策にも取り組んでいます。

■なんじょう輝きフェスタの様子



2. 計画の位置づけ

【参考：第2次南城市男女共同参画行動計画改定版と法及び上位・関連計画との関係】



3. 計画期間

本計画は、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度までの10年間の計画として策定し、2022（令和4）年度の間見直しに基づき、後期5年間の内容を改定しました。

なお、毎年度、計画に位置づけられた施策の内容点検等を行い、その結果や社会情勢の変化によって、計画変更の必要性が生じた場合、適宜見直しを行うものとします。

2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)
第2次南城市男女共同参画行動計画 (10年間)									
				計画策定	第2次南城市男女共同参画行動計画 (改定版)				